

平成 20 年 8 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人全国労働金庫協会

企業会計基準公開草案第 26 号「企業結合に関する会計基準(案)」  
及び同適用指針公開草案第 29 号「企業結合会計基準及び事業分離  
等会計基準に関する適用指針(案)」に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご検討方よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 意見

労働金庫等協同組織金融機関の結合に係る会計処理方法については標記の会計基準(案)及び適用指針(案)の適用除外としていただきたい。

適用除外とすることが困難な場合には、帳簿価額による資産及び負債の引継ぎを認めていただきたい。

### 2. 理由

- (1) 労働金庫の根拠法である労働金庫法(以下、法。)においては、金庫の会員は出資 1 口以上を有しなければならない(法第 12 条第 1 項)と定められ、また、出資 1 口の額面金額は定款への絶対的記載事項(法第 23 条の 2)かつ登記事項(法 69 条第 2 項第 5 号)であり、それは均一でなければならない(法第 12 条第 2 項)とされております。

また、協同組織である労働金庫の普通出資は優先出資とは異なり、市場性、時価の概念を持たないことから、例えば法定脱退者の持分の払戻金額および任意脱退者からの持分の取得については「その会員の普通出資額を超えることができない。」とする定款の定めを置く等、持分の取得や払戻は払込出資額(=額面金額×出資口数)を基準として取扱うことを法は求めております。

これらの点から、合併においても消滅金庫の出資者は消滅金庫への払込出資額(=額面金額×出資口数)に応じて存続金庫の同額の出資を交付されております(貸借対照表の普通出資金の総額は必ず、出資 1 口の額面金額×発行済総口数とイコールの関係になります)。

また、法においては会社法第 785 条第 1 項に規定するような「公正価格」による買取請求は認められておりません。

以上のように、株式会社の株式とは前提が異なりますことから、労働金庫の合併について標記会計基準案等をそのまま適用することはできないものと考えます。

- (2) 労働金庫の出資者は、出資の多寡にかかわらず各々が 1 つの議決権を持つこととなっており(労働金庫法 13 条)、株式会社に見られるような支配・被支配の関係が成立するものではなく、現在の出資額によって合併後の支配権に影響するといった事態を招くものではありません。

労働金庫の合併は消滅金庫の会員(出資者)にとって一旦、投資を清算するという考え方は馴染まず、結合当事者である企業において持分が継続していると判断されるケースに相当するものと考えられます。労働金庫を標記会計基準(案)等の対象とせざるを得ない場合であっても、その資産及び負債の引き継ぎにあたっては、共同支配企業の形成等の取引における会計処理と同様に、帳簿価額によることとするようご検討いただきますようお願いいたします。

以上